

所得の申告、お忘れではありませんか

(町民税務課)

前年中に給与賃金等の支払いを受けた方や営業、農業等による事業収入がある方で、町民税の納税通知書が6月に到着しなかった方(町民税の給与天引きによる納税者及び非課税者は除く)は、所得の確定申告が必要となる場合があります。

「住民税の納税通知書が届かず、おかしいな。」と思われましたら、必ずご連絡ください。

国民には所得の申告をする義務があります。故意に申告を逃れることは許されません。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

個人住民税の特別徴収(給与天引き)について

(町民税務課)

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き(給与天引き)、納入していただく制度です。

地方税法等の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主に実施が義務づけられて

います。

茨城県と県内すべての市町村では、平成27年度から一斉に原則特別徴収により納めていただくことになっていきます。

特別徴収の場合は、従業員が金融機関に向く手間が省けるなど、納税者の利便向上につながります。事業主のみなさんには、ご理解ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

赤十字活動への支援のお願い

(健康福祉課)

日本赤十字社は、災害救護活動をはじめ、救急法などの人命と健康を守るための知識や、技術を普及するための講習の普及、幼稚園から高等学校までの青少年赤十字を育成する青少年赤十字活動など、多岐にわたる活動を行っており、その活動の財源は、みなさんから寄せられる活動資金(寄付)で賄われています。

赤十字活動に賛同し、年間500円以上のご支援をいただける方を募集しています。

ぜひ赤十字活動へのご支援をお願いします。

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G

☎(84)0006 (直通)

ふれあいハート教室を実施します

(健康福祉課)

こころの病を持つ方のためにふれあいハート教室(デイケア)を実施します。

病院に通院しながら家庭で過ごしている方、レクリエーションやスポーツなどを通じて仲間と楽しい時間を過ごしませんか。

関心を持たれた方はお気軽にお問い合わせください。

○日時 7月6日(木)

8月3日(木)

9月7日(木)

午前9時30分～11時

○場所 保健センター

○お問い合わせ

保健センター

☎(84)1910 (直通)

休耕農地の管理は適正に

(産業課)

夏季は雑草にとつて繁茂しやすい環境です。雑草が繁茂すると、状況や土地の所在によっては、次のような影響が生じることが想定されます。

- ・病害虫が発生し、近隣の農地に営農上の支障をきたす恐れ
- ・道路や歩道に雑草が伸び渡り、歩行者等の安全確保に支障をきたす恐れ
- ・伸びた雑草により周囲の視界

が狭まり、ゴミや産業廃棄物等の不法投棄を誘発する恐れ

地域の農地を保全するために適宜、草刈りを行うなど農地の適正な管理に努めていただきますようお願いいたします。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G

☎(84)2582 (直通)

平成29年度第2回農用地の貸付希望を受付します

(産業課)

茨城県農地中間管理機構では、規模縮小や経営転換等の理由により、農地の貸付を希望される方の申出を受付けています。

お借りした農地は、公募で募集した担い手の方に対し、茨城県農地中間管理機構が転貸します。

農用地の貸借手続きの流れや、公募に応募されている担い手の方につきましては、茨城県農地中間管理機構のホームページ等で確認ください。

○受付期間

7月3日(月)～31日(月)

○届出書配布・受付場所

産業課窓口

○お問い合わせ

産業課 地域振興G

☎(84)2582 (直通)